

法人会ニス

2006 1

江東ひがし



<http://www.koto-higashi-h.or.jp/>



浮世絵

東都流行三十六会席
今戸八重桐

歌川国芳画
大判錦絵

歌川国芳画（寛永9年〜文久元年）
（1797〜1861）国芳は国貞（三代豊国）・広重と共に江戸末期のベスト3に評価された人気絵師。覇気と奇想あふれる武者絵、小粋な美人、ユーモアとウィットに遊ぶ版画等を得意とし

た。江戸の歌川派絵師のことを書いた伝記「浮世絵師歌川列伝」（飯島虚心）では、「国芳は活発にして、快気あり」、其の日に得る画料は、其の日の内に消費してしまう江戸っ子の気性を持つていた。

『二期一会』



江東東税務署長

尾崎 敏 紀

新年明けまして
おめでとございます。

江東東法人会の会員の皆様には、ご家族そろって清々しい年明けとともに、よいお正月を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年は、法人会の会員の皆様には私ども税務行政に於ける様々な施策や行事等に多大な御支援と御協力を賜り、おかげ様で円滑な署務運営が出来ました事に対しまして心より感謝申し上げます。



特に平成15・16年度の税制改正に伴い
(消費税の
免税点の引
下げ・公的
年金等控除

の改正・老年者控除の廃止等)、平成18年には多数の申告者数の増加が見込まれております。

すでに法人会の会員の皆様には、国税電子申告・納税システム(e-TAX)の普及や、自書申告の定着に向けた広報等、法人会活動を通じて御支援を賜っており、重ねてお礼申し上げます。税務行政に携わる者として、納税者の皆様にはなお一層の信頼を得られるよう、世の中の激しい変化を鋭敏に捉えたメリハリのある透明性の高い税務行政に全力をあげて取り組んで参りますので、会員の皆様には本年も引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。

二期一会

早、お正月!! 早いもので私が当署に着任して半年が過ぎました。この間、法人会会員の皆様をはじめ多くの人達とお会いすることが出来まし

た。東京の下町と言う情緒溢れる人情味豊かな人々とのふれあい、正に下町の温かさが肌感じられる街であります。

私は常に出会いを大切にしておりますが、入署以来40余年税務職員として異動も多

事も幸いしてか、多くの人々との出会いがありました。十人十色と申しますが、千人千

色、それぞれの人のふれあいの中で人間社会の良し悪し

も左右されるのではないでしょう

うか。人は得てして我田引水ではありませんが、周囲の事を考えずに自分の都合で物事を運ぶ動物です。しかし少

しでも相手の立場で考え行動すればと思うと、醜い争いも減るのではないのでしょうか。

又、「出会いは別れの…」と申しますが、人の出会いは人生に於ける貴重な財産の蓄積であります。この蓄積された

人と人との出会いの財産を大切にしたいものです。出会いの中である先輩の言葉を思い出しました。

○高いつもりで

低いのが教養

○低いつもりで

高いのが気位

○深いつもりで

浅いのが知識

○浅いつもりで

深いのが欲望

○厚いつもりで

薄いのが人情

○薄いつもりで

厚いのが面皮

○強いつもりで

弱いのが根性

○弱いつもりで

強いのが自我

○多いつもりで

少ないのが苦勞

○少ないつもりで

多いのが無駄

全くその通りだと痛感しております。今年も年の始めに当り、少しでも反対語になるよう行動しようと自分に言い

聞かせている私です。

ところで、出会いとは人を知り人に惚れる事ではないでしょうか。「人に惚れ、女房に惚れ?、仕事に惚れろ」惚れる事は大切な事です。「惚(ほ)れないと惚(ぼ)ける」といつて同じ漢字です。但し自分に惚れないこと。「自惚れ」は最悪で、因に惚けるは「惚(とぼ)ける」と同じ漢字です。

話が脇道に逸れましたが、法人会の会員の皆様方は長年人の出会いを大切にし、信頼を培ってこられた方々であろうかと思えます。正に事業の安定と繁栄は人と人との繋りであります。

今年「戌年」犬も歩けば...いや、人も歩けば...と新たな出会いの年の始まりです。この出会いという貴重な財産を大切に、会員の皆様のご事業が益々繁栄されることを心よりお祈り申し上げます。



「中・長期的な税制」に向けて

税務研究部会

10月研修会が27日(木)、法人会館にて会員25名が参加し開催された。研修テーマは「税制改正(人的控除・特別減税)の変遷」についてで、講師は大久保法人課税第1統括官である。要旨は以下の通り。



講師 大久保第1統括官

予算に占める税収の割合を見ると、平成2年度は86・6%なのに、平成16年度では50・7%・バブル崩壊で落ち込んだ税収を回復させようと、歳入では減税を続けたのに、歳出は社会保障費の著しい増加傾向があった為である。減税の結果、租税負担率(所得に対する国税・地方税を合わせた総額の割合)は、主要国の2分の1の水準にある。著しく低下した財源調達能力を改めるには、続けられた人

的控除や特別減税の見直しが必要である。・歳出の無駄をカットするのは当然であるが、税を元の水準に戻す事も財政再建に必要である。

但し、これだけでは少子高齢化に充分に対応しきれない。スウェーデン・デンマークでは消費税は25%・負担が多くても老後を政府が見てくれるという信頼があるから成り立つのだろう。調査によると日本も、「現役・将来世代の負担が増えても社会保障の水準を維持・拡充すべきだ」とする意見が66%を占めるとい

う。・どんな老後保障にするか、それにはどこまで負担するかが求められている。そして、その負担をどの税で行うのかも。日本の場合、直間比率は約6対4だが、外国には消費税等の間接税の比率の高い国も多い。「消費税を排除せず、候補のひとつと考えてはどうか」と述べられた。

『ワインのあれこれ』

女性部会

去る12月8日(木)午後2時より法人会館に於て会員45名の参加のもと、山梨県ワイン酒造組合副会長西野晴夫氏を講師に迎え「ワインのあれこれ」と題し研修会が開催された。ワインの渡来は奈良時代に



講師 西野晴夫氏

ワインの味は品種・産地・気候により異なる。赤ワインの澀(渋)や余分のタンニン・色素を除くのに生の卵白が使われるとの説明は意外だった。年間一人当たりのワイン飲量はフランス63ℓ、日本2・5ℓと差はあるが、生産量40%を占める山梨県では7・6ℓと3倍である。乾杯はワインで合言葉としている。

ワインの飲み方は大きなグラスに半分以下に注ぎ、静かに香りを嗅いでからワインを揺すり、様々に変化する香りを楽しむ。赤・白に拘わらず料理との調和を考え自由に飲めば良いとのことであった。

富士山と甲斐駒岳に囲まれた「登美の丘」に広がる葡萄園とワイナリーのビデオによる解説の後、おしゃれな雰囲気の中、魅力の増したワインの試飲を会員一同満喫した。



▼今年は戌年、何回目かはさておいて、年女です。新しい年を迎える

と、今年こそ良い年であつてくれるよう祈ります。自分の干支である年の始めは殊更です。12年前もきつと良くなると思つたのですが、それ程でもありませんでした。

▼最近、何によらず、ルールを守らない、マナーが悪くなったと言われます。公の場所での大きなトラブルの原因になつていように思います。私自身は、クルマのお世話になつていきますので、滅多に電車は利用しないのですが、駅の周りの道路の汚れようにはがっかりします。

▼大昔の壁画にも「近頃の若い者は……」という文字があるそうです。若者にだけ文句をつけているのではありません。思いやりやおせっかいにあふれた古き良き下町の人情をいつまでも忘れずにいたいと、かつての下町娘は、年の始めに思うのです。(英)

功績を称えられ45氏が受彰

平成17年度納税表彰式

平成17年度の納税表彰式が、11月15日(火)カメラアプラザホールにおいて、江東東税務署と江東東税務親和会の共催により開催された。

今回は、江東東税務署長納

税表彰および感謝状の贈呈のほか、青色申告制度施行55周年江東東税務署長感謝状の贈呈も併せて行われた。表彰式は、受彰者をはじめ来賓多数が出席し、厳粛な雰囲気の中で江東東税務署の川口和典総務課長の総合同会により開式された。

税務署長表彰には、当会副会長の出店要蔵氏、理事の森沢健一氏はじめ4氏が、税務署長感謝状には、当会理事の儘田二郎氏、中嶋利雄氏、評議員の大川丈夫氏はじめ8氏

が受彰の栄に浴した。

続いての青色申告制度施行55周年記念税務署長感謝状の



署長表彰を受彰 出店要蔵氏

贈呈では、当会副会長の出店要蔵氏、中村宣夫氏、常任理事の永井祥道氏、宮崎文恵氏、相談役の三輪正雄氏、前専務理事の宮久保一氏はじめ14氏が受彰の栄に浴した。また、江東東税務署の恒吉良典副署長から、東京国税局長納税表彰受彰者並びに青色申告制度施行55周年記念東京国税局長感謝状受贈者として、当会前副会長の鈴木基之氏が披露された。



署長表彰を受彰 森沢健一氏

次に、江東東税務親和会の小川満雄事務局長の司会により、関係民間団体長の表彰状の贈呈が次のとおり行われた。



法人会長表彰を受彰された方々

- ▼江東東納税貯蓄組合連合会
 - ▼社団法人江東東青色申告会
 - ▼社団法人江東東法人会
 - ▼東京小売酒販組合城東支部
 - ▼江東東間税会
- 江東東法人会長表彰は、次の13氏に佐野一信会長から表彰状が贈呈された。
- 新井徳雄氏(亀戸第5前支部長)
 - 瀬尾君雄氏(亀戸西6支部副支部長)
 - 柳沼正次氏(亀戸第8支部幹事)
 - 川倉輝雄氏(大島第3支部幹事)
 - 稲垣紘幸氏(大島第5支部幹事)
 - 野田純氏(北砂第2支部副支部長)
 - 荻野房雄氏(東砂第1支部監

鈴木基之氏

東京国税局長表彰を受彰



鈴木基之氏

当会の相談役・鈴木基之氏(鈴木木管代表取締役社長)が、10月28日(金)に東京プリンスホテルにおいて、栄えある東京国税局長表彰を受彰されました。

鈴木氏は、昭和59年に常

任理事・組織委員長に就任され、永年に渡り会員の増強・加入率の向上にご尽力いただきました。平成11年には組織担当副会長に就任、組織の強化に多大な貢献をされており。また今回は、青色申告制度55周年・東京国税局長感謝状も併せて受贈されました。

ここに披露申し上げ、深甚なる敬意を表します。

査 佐藤宗惟氏(南砂第1支部幹事) 山口章氏(新砂支部幹事) 高橋弘子氏(女性部会幹事) 木塚余志夫氏(青年部会幹事) 田中禎輔氏(税務研究部会幹事) 尾畑圭祐氏(源泉部会員)

次に、尾崎敏紀江東東税務署長、中沢正夫江東東税務親和会長より式辞が述べられ、来賓として兼森雅夫江東都税事務所長、室橋昭江東区長から祝辞が寄せられ、恒吉副署長が東京国税局長のお祝いの言葉を披露した。

引き続き、中学生・高校生の税についての作文の表彰状の贈呈が行われ、江東東税務署長賞には、高校の部で、浅野成美さん(東京都立江東商業1年)、中学生の部では清水有紗さん(江東区立第二砂町中3年)がそれぞれ受彰された。そして受賞者の清水有紗さんが書かれた作文「暮しと税金」を朗読し、閉式した。

『税務雑感―職場の40年を振り返って』

「税を考える週間」 尾崎署長 講演

平成17年度「税を考える週間」を記念し、11月11日(金)アンフェリシオンにおいて、講師に江東東税務署の尾崎敏紀



講 師
尾崎敏紀氏

署長をお招きし「税務雑感―職場の40年を振り返って」という演題で講演会を開催した。尾崎署長は、昭和41年に江川川税務署勤務を皮切りに、現在の江東東税務署勤務までの41年間の職場経験に基づいた教訓などについて講演された。

最初に赴任した江戸川税務署でのエピソードとして、徴収課で差し押さえの仕事をしていた時に、差し押さえ物件(テレビ、タンス等)に証紙(白色)を貼るのが嫌だったことや、あるお風呂屋さんの5

6万円の滞納金を10円玉、5円玉など細かい硬貨でいただいたため、数えるのにとっても苦労したこと。

また、木更津税務署の直税課の時は、ある企業が多額な賞与にかかる源泉所得税を一日遅れて納付したことで、何百万円という不納付加算税が発生し、その会社の社長さんから陳情があつたが、法律どおり支払っていただいたこともあつた。

これは、会社の経理担当者が、銀行に1枚の納付書を持つていかなかったことが原因でこのようになってしまった。仕事の基本は「ほうれんそう」(報告、連絡、相談)であるが、上司とその担当者が相互に確認をしていけば、このような事態にならずに済んだことで、「報・連・相」の重要性を学んだ。

法人税の調査で、ある建設会社のイラクの工事に係る調

査をしたところ、日本から持って行った機材等は錆びて砂漠に埋めなければならぬと、経理担当者から聞かされていた。

しかし、翌年にその会社のサウジアラビア工事を調査したところ、イラクで埋めた筈の機材等が使われており、調査は自分の目で確かめる必要があることも痛感した。

このほか、四谷税務署副署長時代の職員の健康管理に関する話や網走税務署長を経験されていることから、北海道の観光PRも含めた管内状況の話や、最後に江東東税務署長として、税務行政をとりまく環境の変化で、公務員の定員削減と反比例して改正消費税等税制改正により納税者が増大する事や、納税者サービスとしてのIT時代に即した電子申告納税制度(e-Tax)の活用についての協力要請を述べられ講演を終了した。

「税を考える週間」 研修会

青年部会

10月20日(水)法人会会館2階にて青年部会研修会が開催された。第1部には野村審理担当 席調査官を講師に迎え、「ゴルフ会員権等をめぐる税の取り扱いについて」をテーマに研修を行った。

野村講師からは、「個人で相続又は贈与を受けた場合は通常取引価格の70%の評価で課税される。又、会員権の譲渡による損失は総合課税の譲渡所得となる。これは税法上他の所得と合算出来ない【動産】【不動産】と違う為であり、網の目より洩れているかもしれない」との説明があつた。



講 師
西沢邦浩氏

第2部は「これだけであなたの寿命は10年延びる」と題し、日経ヘルス編集長の西沢邦浩氏が、「健康には朝食に気

を使い、又、肥満の予防をしていただきたい。体の中で一番大切なのは【脳】ではなく【腸】である。何故ならば免疫の80%は腸が作っている。

乳酸菌は日本が初めに発見した良菌だ、二大健康食とは地中海沿岸食と和食である。肉食でなく魚介類、野菜を多く摂るイタリヤ人はトマトを日本人の50倍食べる。食事は【腹六分目】。食後は軽い運動と風呂に入るのが理想。笑

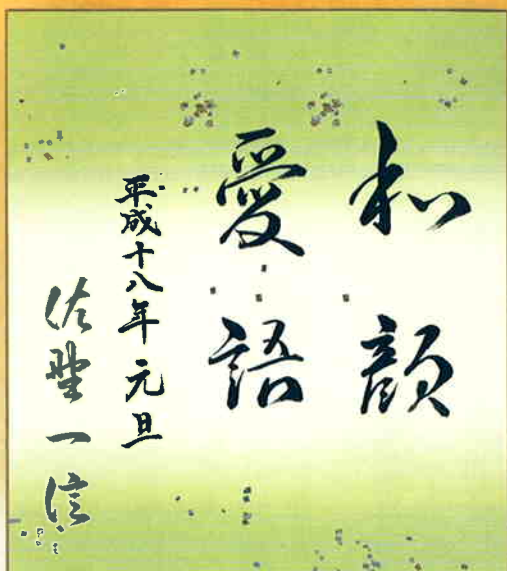
いは血糖値を下げ糖尿病の改善となるが、ストレスは体温が下がり免疫活性が落ちる。下痢は腸内菌を出しているの

で薬で止めないこと。調子が悪い時は断食をして腸を休め、その後はおかゆから慣らす。お腹が減るとグーとなるのは食べてよいという腸からの信号である」などの講話され、受講者一同、日頃の健康管理について考えさせられる研修となった。

賀 心

なごやかな顔と愛情のこもった語らいと...。
一年を通して心掛けていきたいこと。

(社)江東東法人会長 佐野 一信



平成十八年が会員の皆様にとって
より良い年でありますように……



魅力ある法人会を！会員の皆様のご事業のご繁栄を
心からお祈り申し上げます。
江東東税務署長 尾崎 敏紀

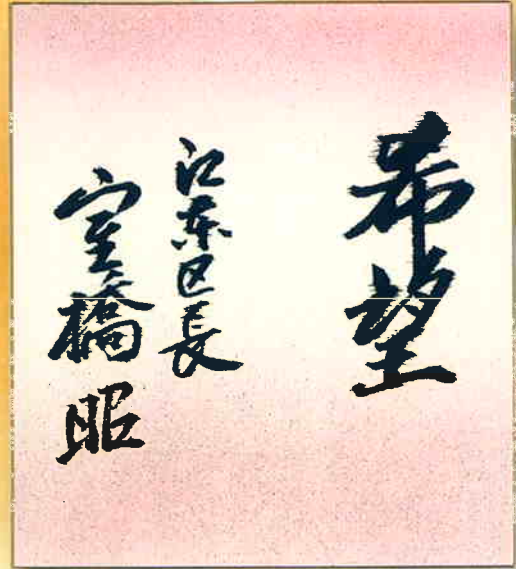




江東区長 室橋 昭

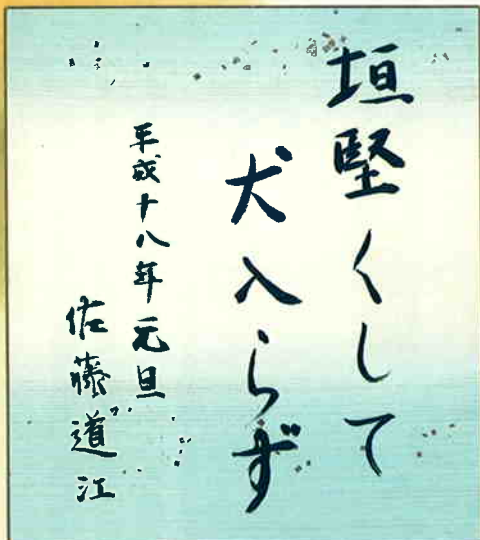
法人会のご発展、会員各位の

ご繁栄を祈念申し上げます。



江東東法人会のみすますのご発展をお祈り申し上げます。

東京税理士会江東東支部長 佐藤道江



本年も皆様にとって、元気で活力溢れる年になりますよう

心からお祈り申し上げます。

江東都税事務所長 兼森雅夫



江東東税務署長賞

『暮らしと税金』

東京都江東区立第二砂町中学校三年 清水 有紗さん



私達の毎日の生活を振り返ってみると、代金を払わずして受けているサービスがたくさんあることに気付く。「教育」「安全」「老後」等、無償が保証されている制度が確立されているのも「税金」のおかげである。

「教育」については、生徒1人当たり、義務教育期間だけ

で、800万円近くも公費負担をしてもらっている。

「安全」面では、警察・消防・都市の整備等、生活のいたる所に関わるサービスを受けている。社会保障関係費等は、

私達が快適な老後を送る為には欠かせないサービスである。

これらの充実したサービスを受ける為には、国民全体で

「税金制度」を支えていかなければならない。「納税の義務」は、なくてはならない三大義務の一つである。両親の納めている「直接税」もあるが、私には、普段買い物時に納める「消費税」が最も身近に感じられる。

代金を支払う時に納める「間接税」は、世の中の景気が悪くなれば、国民の消費が減り、収入が減っていく。収入により納める額が異なる「直接税」も、若い世代が減り、納める人数が減れば、「直接税」全体の収入も減ってしまう。20年後には、地域の40%以上が高齢者になる地域もあるとのこと。今後、確実に収入減が見込まれる為、今から対策を打たないと、間に合わなくなる。

収入増につながる対策としては、国民全員が義務を全うする事はもちろんだが、新たな税収入の導入も検討すべきだろう。間接税の中に、「娯楽税」「光熱税」などを加えたらどうだろうか。光熱費に税金をかければ、光熱費の削減につながる、それは地球温暖化

が進む現代社会の省エネ対策にもなる。

又、一方では、支出を削減することも大切である。「海外援助」の援助先の見直しや、「ゴミの有料化」「公共事業」の見直し等、現状を変えていかなければならない事が、多数あるように思う。変える事を提言することに、人々が注目し、意見交換し、改善されていくように思う。方針を打ち出すことによつて、多くの人々が注目し、そのことについて、自分の意見を述べる。それが大切であると思う。

これからは、私達が社会を支えていく世代になっていく。



私達や私達の子供、両親、祖父母の世代が楽しく快適な生活が送れる様、今から「税金」について、真剣に考え、義務を果たしていかなければなら

ない。そして、私達と共に変化し、私達を支え続けてくれる「税金制度」を、私達の手で、これからは作り上げて行かなければならないと改めて思った。

全国納税貯蓄組合連合会優秀賞 東京納税貯蓄組合総連合会会長賞

『身近な税金』

東京都江東区立大島中学校三年 倉田 善弘さん



「税」というのは、まだ中学生の僕にとってほとんど関係のないものだと思っていました。しかし、実際に調べてみると、僕が住む町を見渡すだけでも税金がいろんな所、いろんな場面で使われている事がわかり、税金は僕たちの生活にとっても密接な関係があるものだど気付きました。例えば

ば、調べ物をする時に使う図書館や資料館、幼い頃によく遊んだ公園や児童館、私達の生活を守ってくれる警察や消防など、書き出したらきりがなく、税によって成り立っている物事がたくさんあります。もし、税によるこれらのサービスが受けられない生活を考えてとても恐いです。とにかく、僕たちが今「あた

りまえ」として健康で安全な生活を送るためには「税金」は必要不可欠です。

しかし、僕たちの税に対するイメージは「公共のサービス」を受けられるというプラスイメージよりも「お金を余分に取られる」といったようなマイナスイメージの印象の方が強いと思います。その原因は大きく分けて二つあると思います。一つ目の原因は、僕たち国民のほとんどが、税による「公共のサービス」を受けられる事を「あたりまえ」の事だと思っているからだと思います。ゴミを所定の場所に出せば収集車に取りに来てくれる、110番をすれば警察の人が来てくれるなど、それらの事が「あたりまえ」になっている今、税のおかげで成り立っている事のありがたみが薄れて来ていると思えます。発展途上国などでは、日本

で「あたりまえ」といわれている事でも「あたりまえ」ではない事がたくさんあります。学校に行きたくても行けない子供や、食べ物満足に

食べられない人もいます。そう考えると日本はとても豊かです。だから、僕たち国民が「公共のサービス」を受けられる事は「あたりまえ」のことではなく、とてもありがたい事として認識すること

が大切だと思います。二つ目の原因は、脱税や年金保険料の未納など、税の犯罪が絶えないからだと思います。脱税、未納などがある

と、真面目に税金を納めている人の納税意識まで下げてしまいます。だいたい、真面目に納税している人が損して、不正行為をしている人が得するという事はおかしいです。不正行為をなくすためにも、僕たち国民が日



頃から「税がどのように使われているか」など、税に関心を持つ事が大切だと思えました。そうすれば、税が不正に使われる事がなく国民のため

に使われ、また、国民は自分達のため、国のために税を納めるといった、本来の国と税と国民の関係になっていくと思えます。

今後税は、年金問題などでますます重要な存在になっていきます。僕もあと数年経ったら納税者になる

るので、それまでに税の正しい知識を身に付け「税」に関心を持ち、日本が赤ちゃんからお年寄りまですべての人に優しい国になるように、税を納めたいと思います。

税務署からのお知らせ

○申告書はご自分で書いて提出はお早めに！

税務署では、申告納税制度の本旨に則り、申告書をご自分で作成する「自書申告」を推進しています。ご理解とご協力をお願いいたします。

平成17年分所得税の申告と納税は平成18年3月15日(水)まで、平成17年分個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税は平成18年3月31日(金)まで。

○税金のことなら国税庁ホームページへ！

アドレス：<http://www.nta.go.jp>

所得税・消費税の確定申告書等を作成できる「確定申告書等作成コーナー」があります。手軽に確定申告書等を作成することができ、プリントアウトしてそのまま税務署に提出することができます。また、申告書や税務に関する申請書・届出書の様式を掲載していますので、是非ご利用ください。

○納税は安心、便利な口座振替を！

申告所得税や個人事業者の消費税は、金融機関や税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から納付できる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、「納付書送付依頼書・預貯金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、金融機関にお届けの印鑑を押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

電子納税で源泉納付をしませんか？



お知らせ

— 国税電子申告・納税システム(e-Tax) —

イータックス

自宅や事務所に居ながらにして申告や納税ができます。

インターネットを利用して申告、納税、申請・届出等ができます。e-Taxを利用する方は、所轄の税務署に開始届出書を提出してください。



- ☆ 申告書等の作成
- ☆ 電子署名等の添付
- ☆ データの送信

電子納税も便利♪



pay-easy
ペイジー(税金・各種料金の払込み)マークが目印です。



インターネットバンキングやモバイルバンキングなどのインターネット環境が無くても、所轄の税務署に開始届出書を提出すれば、申告所得税、法人税及び消費税に限って、金融機関のATMから納税ができます。

ぜひご利用ください。

詳しくは e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>



電話でのお問い合わせは

ヘルプデスク 0570-015901

・利用開始のための手続や、e-Taxソフトに関するご質問にお答えします。
・全国どこからでも市内通話料金でご利用になれます。

丸山 明厚生委員長 江東都税事務所長感謝状を受彰



丸山明氏

当会の常任理事・丸山明氏(株)丸山製作所代表取締役会長)が、11月18日(金)に江東都税事務所3階会議室において平成17年度江東都税事務所長感謝状を受彰されました。

丸山氏は、昭和63年に理事

区税だより

◎給与支払報告書の提出期限

給与支払報告書は「個人別明細書」、「総括表」ともそれぞれ2枚ずつ平成18年1月31日(火)までに提出してください。

提出先は、給与所得者が平成18年1月1日現在に居住する市区町村長宛です。

書き方で特にご注意いただく点は、給与支払報告書(個

事兼支部長に就任され、亀戸第5支部の組織の強化を図り支部充実に貢献されました。平成4年に税務研究部会副会長、平成7年には税制副委員長を歴任された後、平成11年に常任理事に就任、平成15年からは厚生委員長としてご尽力いただいております。

ここにご披露申し上げ、深甚なる敬意を表します。

人別明細書)の「住所」欄です。住民税の課税の上で重要な事項ですので1月1日(中途退職者の場合は退職時)現在の住所または居所を確認して正確に記載してください。

なお、所得税の源泉徴収票額は、平成17年中の給与等の金額が500万円以下等、一定の条件に該当しない時は税務署への提出は不要ですが、市区町村長宛に提出する給与支払報告書は、提出が必要となりますので、ご注意ください。

野地女性部会長 「税のしるべ」紙のインタビューに答える

バイタリティと好奇心で会を引っ張る

10月初旬に当会の野地英子女性部会長に、「税のしるべ」紙の猪瀬記者から突然のインタビューの依頼が舞い込んだ。

依頼の動機は、野地氏が過去に青年部会長を経験し、本年度からは女性部会長に就任したということと全国の法人会でも初めてであり、また、当会の女性部会が全国で1番目に創立された部会であることなどであった。



野地英子氏

インタビューは、10月17日(月)午前10時から法人会館で行われ、青年部会長時代の思い出や女性部会長としてのこれからの抱負について語った。

【以下インタビュー記事】
今年4月の総会で女性部会長に就任した「スーパードウーマン」が野地氏。

「時には厳しい母親のように接したこともあります」と言う。

法人会に入ったのは昭和47年で、入会するとすぐに青年部会に参加した。「もちろん当時も女性部会はありましたが、当時の事務局の計らいで、なぜか青年部に。でも、とても魅力的な部会でした」。

平成9年には女性として初めて青年部会長に就任する。「女性が部会長になるということ、先輩や税務署の方々もずいぶん心配したようで、応援していただきました」。

就任後は、持ち前のバイタリティと好奇心でリーダーとして会を引っ張ってきた。部会員の中には、親子

二代にわたる会員もいて、「時には厳しい母親のように接したこともあります」と言う。

青年部会を勇退後は、休む間もなく女性部会に入会。女性部会長としての抱負は、「研修活動に力を入れること」。他の会が実施している研修なども参考にしながら、新しい取り組みも試していく予定だ。特に「若い部会員には、すべての活動がメリットにならないでもムダにならない会にしていきたい」と述べた。

平成10年には、日米文化交流の一環として、アメリカのカネネギーホールの舞台上に立ち、花笠音頭を踊ったこともある。「いい思い出です」と顔をほころばした。

e-ページ

―I 部会からのお知らせ―
新規入会企業を紹介
 江東東法人会のホームページでは、会員サービスの一環として、今年度に入会頂いた企業様を紹介するコーナーを設ける事となりました。
 記載内容は自社のPRを中心に、写真は1枚、本文は150字程度で企業紹介のページにする予定です。もちろん料金は無料です。今回は、今年度加入頂いた企業様からの記載となりますが、将来は現会員様の企業紹介コーナーも検討しており、データベース化への準備も進める予定です。
 『会員情報』内の活動報告も新たにリニューアルしました。タイトル部分をクリックして頂くと、各部会・委員会の活動報告が写真入りで見易くなりました。トップページの更新情報からも同様にご覧いただけます。ホームページに関する、会員様のご意見、ご要望をお待ちしております。

税務署だより

都税だより

法定調書を提出する皆さまへ
 平成17年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表および平成18年度給与支払い報告書の提出期限は平成18年1月31日(火)です。
 法定調書等につきましては、光ディスク等による提出もできますので、翌年のため、ぜひご検討ください。
 法定調書の記載に当たっては、**略字等を使わずに楷書で正確に記載してください**。特に「住所(所在地)」欄は、**郡、市、区、町、村名を省略しないで記載してください**。
 なお、作成方法や提出の仕方等について、明な点がありましたら、次へお問い合わせください。
源泉徴収票等法定調書関係(用紙請求先)
 江東東税務署資料情報担当
 ☎(3685) 6311
給与支払報告書関係
 区役所課税課
 ☎(3647) 8001~4

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です
 土地や家屋のほか、償却資産(機械や備品などの事業用資産)をお持ちの方にも、固定資産税が課税されます。
 平成18年1月1日現在、償却資産をお持ちの方は、所有している資産を都税事務所に申告してください。申告期限は平成18年1月31日(火)です。
 期限間近になりますと、窓口が混雑しますので、お早めの申告をお願いします。
 なお、平成18年1月16日(用)から、電子申告による受付を開始します。ご利用いただくためには、あらかじめ利用の届出が必要となります。
 電子申告について詳しくは、eLTAX ホームページ (<http://www.eltax.jp>) をご覧いただくか、地方税電子化協議会サポートデスク ☎(0570) 081459 にお問い合わせください

行事予定

1月

- | | | | |
|--------|---|---------|--------------------|
| 22日(日) | 社会貢献活動「まちをきれいに」 | 午前9時30分 | 南砂5丁目
松本寝具(株)集合 |
| 23日(月) | 新春講演会並びに新年賀詞交歓会
演題 「2006年の日本経済の見通し」
講師 経済ジャーナリスト 須田慎一郎氏 | 午後4時 | アンフェリシオン |
| 24日(火) | 決算法人説明会 | 午後1時30分 | カメラアプラザ
第2研修室 |
| 26日(木) | 女性部会研修会
演題 「確定申告と税制改正について」
講師 江東東税務署担当官 | 午後1時30分 | 法人会館 |
| 27日(金) | 源泉部会研修会
演題 「確定申告のしかた」
講師 江東東税務署担当官 | 午後3時 | 法人会館 |

2月

- | | | | |
|------------------|---|---------|------------------|
| 7日(火)
~10日(金) | パソコン研修会 | 午前10時 | 法人会館 |
| 14日(火) | 新設法人説明会 | 午後1時30分 | カメラアプラザ
第2研修室 |
| 23日(木) | 税務研究部会研修会
演題 「e-TAXについて」
講師 江東東税務署担当官 | 午後2時 | 法人会館 |

●役員会・委員会は省略してあります。お問い合わせは事務局まで。